

平和台介護老人保健施設アバンセ

訪問サービス重要事項説明書

(訪問リハビリテーション / 介護予防訪問リハビリテーション)

【令和8年4月1日改定】

1. 訪問リハビリテーションアバンセの概要

(1) 施設の名称等

事業者名	医療法人社団善仁会
事業所名	平和台介護老人保健施設アバンセ
開所年月日	平成20年3月1日
所在地	東京都練馬区平和台1-16-12
電話番号	03(5922)2300
ファックス	03(5922)2301
指定事業所番号	1357080955

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設とは、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら生活の維持向上を目指し、総合的に援助する施設です。また、1日でも早く在宅に戻ることができ、居宅での生活が継続出来るよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション等のサービス提供をし、在宅生活支援を目的とした施設です。

利用者の意志を尊重し、望ましい在宅、又は施設生活を過ごせるよう支援計画、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

(3) 当施設の運営方針

医療法人社団善仁会の信条は、「地域の高齢者とその家族の想いを、チームケアで実現させること」であり、「安心」「礼儀」「謙虚」「成長」「多様性」「共生」という6つの行動指針を軸に、皆さまに安心して利用していただけるよう日々努めております。

利用者一人ひとりが、身体的機能、精神的機能に合わせて、その人らしく快適にらせるよう潜在能力を引き出し、生活が再編できる喜びと、誇りから生きがいを実感し、安定した生活が実現できるよう支援します。

また、人と人との出会いと営みが重要であり、「一個人としての尊厳」を重視し、その人らしい生活が継続できるよう、利用者の希望や身体的・精神的状態を評価したケアプランに沿ったサービスの実践を目標としています。

(4) 訪問リハビリテーションの方針

- ① 理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーション活動の支援を行い、利用者の心身機能が維持・回復するよう努めます。
- ② 利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止、予防が得られるよう努めます。
- ③ 介護保険利用外の方に対しても、日常生活に関する相談や地域の情報提供、各種サービスの調整等必要に応じて対応いたします。

(5) 職員体制

資 格		定 員
施設長(管理者)	医師	1名
サービス提供責任者		1名
リハビリテーション職員	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1名以上

(6) その他の提供できるサービス

- ・施設入所サービス
- ・短期入所療養介護（介護予防）
- ・通所リハビリテーション（介護予防）
- ・居宅介護支援（介護予防支援）

2. サービスの内容**(1) 利用時間**

【 月曜日 ～ 土曜日 10:00 ～ 16:00 】

(2) 機能訓練

当施設では、リハビリテーション職員による個別のリハビリテーション、短期集中リハビリテーション、認知症短期集中リハビリテーション等を実施しています。利用者の状態に適した機能回復訓練を下記のとおり行います。

- ① 離床者の日常生活の維持・向上を目的とした心身機能に対する機能訓練の設定と実施
- ② 利用者の心身機能を最大限発揮できるような環境整備
- ③ 健康状態の確認やその管理に関する支援

(3) 生活相談

当施設ではリハビリテーション職員が、利用者ならびに身元引受人又は利用者の親族（以下「ご家族等」という。）からの日常生活、介護サービスに関する相談に応じるとともに、その他行政機関へ各種申請手続きのサポート等を行います。

3. 利用方法**(1) お申し込み**

まずは電話等でお申込みください。利用内容や利用日が決定した後に、契約を締結いたします。居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）に依頼している場合は、事前に担当者へご相談ください。

(2) 利用エリア

利用エリアは主に練馬～光が丘地区を中心とし、リハビリテーション職員が自転車にて概ね30分以内（片道）の範囲となります。それ以外の場合は、別途交通費（実費）がかかることがあります。事前に担当者へご相談ください。

(3) サービス利用契約の終了

① 利用者が契約を解除する場合

利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。身元引受人も同様に訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

② 事業者が契約を解除する場合

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、サービス利用契約を解除することができます。

- A. 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- B. 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を超えると判断された場合
- C. 利用者及び身元引受人が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の申告事項に関して故意に告げず、虚偽の告知を行った場合
- D. 利用者及び身元引受人が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月分以上遅延し、その支払いを督促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- E. 利用者又はご家族等が、以下のような行為を行った場合
 - イ. 職員又は他の利用者に暴力行為を働く等、当施設に多大な迷惑をかけた場合
(例：利用者が、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為を行った場合など)
 - ロ. ご家族等の協力が得られない場合
(例：緊急時の対応等、施設との連絡・協力体制が築けない場合など)
 - ハ. 当施設の看護・介護方針と合わず、当施設との信頼関係が築けない場合
(例：当施設の医療ケアとリハビリテーションサービスに関して、利用者や家族との考え方が著しく異なり、医師（管理者）及び職員との信頼関係が全く築けない場合など)
- F. 『利用契約書』第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たに身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- G. 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を閉鎖若しくは訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業を廃止する場合

③ 自動終了の場合

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービス利用契約を終了します。

- A. 利用者が病院又は診療所等に入院した場合
- B. 利用者がお亡くなりになった場合
- C. 利用者が他の介護保険施設等に入所した場合

4. 支払方法

当月の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の請求書を、翌月15日までに発行いたしますので、末日迄にお支払いください。請求書は、利用者又はご家族等に直接お渡しするか、郵送いたします。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支

払方法は下記の通りとなりますので、利用契約時にお選びください。

(1) 窓口でのお支払い

窓口にて現金でのお支払いとなります。

・受付時間 【 毎日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 】

※上記時間外にお支払いを希望される方は、事前にご相談ください。

(2) 指定口座へのお振込み

三菱UFJ銀行、又は城北信用金庫へのお振込みとなります。振込手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。

(3) 口座引き落とし

三菱UFJファクター(料金振替代行システム)が提供する口座振替サービスをご利用いただけます。口座振替日は、毎月27日となります。

5. 訪問リハビリテーション時のリスクについて

当施設では、利用者が快適な生活を送れるよう、安全なサービス提供に努めていますが、利用者の心身の状況や病気による様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

- ① 歩行時の転倒、車椅子からの転落による骨折、外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ② 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ③ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離が出来やすい状態にあります。
- ④ 高齢者であることから、脳や心臓の疾患により、急変、急死される場合もあります。
- ⑤ 全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

6. 利用に当たっての留意事項

(1) 健康上の理由によるサービス提供の中止

- ① 風邪、病気等、健康上の理由により、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合、又は利用中に体調が悪くなった場合は、サービスの内容変更、若しくはサービスを中止することがあります。その場合は、ご家族等に報告の上、適切に対応いたします。また、必要に応じて速やかに主治医又は歯科医師に連絡を取る等の必要な措置を講じます。
- ③ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。但し、定員数分の予約が入っている場合、お断りすることがあります。

(2) 悪天候及び地震などの自然災害による営業の休止

- ① 台風や積雪など、当日の天候によっては営業を休止する場合があります。その場合は、前日若しくは当日の朝9時00分までに、利用者又はご家族等へ連絡致します。
- ② 悪天候や地震などの自然災害の発生によって、営業を休止する場合があります。その場合は、利用者又はご家族等に連絡の上、適切に対応致します。

- ③ 営業を中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。但し、定員数分の予約が入っている場合、お断りすることがあります。

(3) 金銭・物品・飲食

金銭の貸し借り、物品・飲食物の授受、貴重品の預かりなどをご遠慮願います。

(4) 医療行為や補助行為

リハビリテーション職員による注射や投薬介助など、医療行為や補助行為は一切お受けしておりませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

(5) 宗教活動

憲法に定められているところの宗教の自由を尊重します。ただし、当施設職員への勧誘等については禁止となりますのでご遠慮願います。

(6) 迷惑行為

その他当施設職員への個人情報の収集やサービス以外の行為の強要など、当施設が迷惑行為と判断した場合は、必要に応じてサービスを中止することがあります。

7. 緊急時・事故発生時の対応

体調の変化等、緊急の場合や事故発生時は下記の定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先	第1候補	第2候補
氏 名		
続 柄		
住 所		
電 話		

主 治 医

連 絡 先	第1候補	第2候補
病院／診療所名		
医 師 名		
電 話		

8. サービス内容に関する相談・苦情

当施設のサービスに関する相談、苦情等は、サービス提供責任者、又は施設までお申し出ください。

- ① 平和台介護老人保健施設アバンセ（リハビリテーション科）
東京都練馬区平和台1-16-12
電話：03（5922）2300

その他 当施設以外に、区市町村の相談、苦情窓口でも受け付けています。

- ② 北町地域包括支援センター（医療と介護の相談窓口）
東京都練馬区北町2-26-1
電話：03（3937）5577
- ③ 練馬区保健福祉サービス 苦情調整委員事務局
東京都練馬区豊玉北6-12-1
電話：03（5984）1472
e-mail：KOJCHOSEI@city.nerima.tokyo.jp
- ④ 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口担当
東京都千代田区飯田橋3-5-1
電話：03（6238）0177

以下余白

ご利用料金

【令和8年4月1日改定】

1. 訪問リハビリテーションサービス費（1回あたりの介護点数）

（1）訪問リハビリテーション費

該当 (○)	要介護 状態区分	所要時間	基本単位	負担額 1割/2割/3割
	要介護1～要介護5	1回（20分以上） 1週に6回を限度	308単位	342円 684円 1,026円

（2）介護予防訪問リハビリテーション費

該当 (○)	介護予防 状態区分	所要時間	基本単位	負担額 1割/2割/3割
	要支援1～要支援2	1回（20分以上） 1週に6回を限度	298単位	331円 662円 993円

上記の利用料以外、下記の項目に該当する場合、次の料金が加算されます。

2. 各種加算報酬（訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション）

加算項目	加算要件（内容）	加算単位		負担額 1割/2割/3割
サービス提供体制 強化加算（I）	事業所に7年以上在籍している職員が1 名以上配置	1回につき	6単位	7円 14円 20円
リハビリテーション マネジメント加算 （イ）	医師の指示ならびに利用者の心身機能や 日常生活の状態を把握した上でリハビリ テーション会議（ICT機能を活用して も可）を定期的に開催して介護の工夫等 を伝達・共有しながらリハビリテーショ ン計画を作成・見直し、この計画をリハ ビリテーション専門職が利用者に内容を 説明して同意を得た場合	1月につき	180単位	200円 400円 600円
リハビリテーション マネジメント加算 （ロ）	（イ）の内容に加えて、リハビリテーシ ョン計画や取り組みの内容を厚生労働省 に提出した場合	1月につき	213単位	237円 473円 710円
リハビリテーション マネジメント加算 4	イロに加え、利用者ごとのリハビリテー ション計画書の内容を医師が説明した場 合	1月につき	270単位	300円 600円 900円

短期集中 リハビリテーション 実施加算	退院（退所）日又は認定日から起算して 3月以内の期間にリハビリテーションを 実施した場合	1日につき	200単位	222円 444円 666円
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算	認知症を有する利用者の認知機能や生活 機能を改善するために、退院（退所）日 又は認定日から起算して3月以内の期間 にリハビリテーションを実施した場合	1週に2日 を限度とし 1日につき	240単位	267円 533円 800円
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態の評価を実施し た場合において、連携歯科医療機関及び 介護支援専門員に対し、当該評価の結果 を情報提供した場合	1月 1回に限り	50単位	56円 111円 167円
退院時共同 指導加算	病院等に入院中の者が退院するに当た り、訪問リハビリテーション事業所の医 師又は理学療法士、作業療法士、言語聴 覚士が、退院前カンファレンスに参加 し、当該利用者の状況等に関する情報を 退院後初回のリハビリテーションに反映 させた場合	1回に限り	600単位	666円 1,332円 1,998円
移行支援加算	リハビリテーションにより日常生活動作 （ADL）が向上することにより、社会 への参加等に繋がり、他のサービスに移 行出来た場合	1日につき	17単位	19円 38円 57円

※通常は週6回を限度とする訪問リハビリテーションですが、退院・退所日から起算して3月以
内は週12回まで利用が可能となります。

※介護予防の方（要支援1・2）については、利用開始から12ヶ月を超えた場合1回あたり
5単位の減算となります。

以下余白

